

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 福祉機器貸出事業要綱

(目的)

第1条 本事業は、いなべ市に在宅し、車椅子・スロープ（以下「福祉機器等」という。）を必要とする者に対し、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する貸出用福祉機器等を貸し出すことにより、在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 貸出対象者は、いなべ市在住の者で、福祉機器等を必要とする者とする。ただし、他の制度が適用される場合においては、原則当該する制度を優先することとするが、制度利用が困難な場合においてはこの限りではない。

(貸出用福祉機器等)

第3条 貸出する福祉機器等は、本会が貸出用に所有する次のものとする。

- (1) 車椅子
- (2) スロープ

(貸出期間)

第4条 貸出用福祉機器等の貸出期間は、貸出日より30日以内とする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(貸出申請)

第6条 貸出用福祉機器等の借用を希望する者は、福祉機器借用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、本会貸出窓口に提出するものとする。

- 2 貸出窓口は、本会本所とする。
- 3 貸出申請は、貸出日の90日前から申請することができる。

(貸出用福祉機器等取扱い)

第7条 貸出用福祉機器等を借用した者（以下「使用者」という。）は、貸し出される貸出用福祉機器等を本会職員と共に確認したうえで、借り受けることとし、借用中は貸出用福祉機器等を大切に扱い管理するものとする。

- 2 使用者は、貸出理由とは異なる他の目的で利用する、若しくは転貸、交換をしてはならない。

(貸出福祉機器等の返還)

第8条 使用者は、当該貸出用福祉機器等の貸出期間が満了、もしくは使用する理由が消滅した場合は、当該貸出用福祉機器等を速やかに貸出窓口に返還するものとする。

- 2 使用者は、貸出期間満了後も借用を希望する場合、当該貸出用福祉機器を本会へ一度返却し、第6条第1項の手続きを行うものとし、原則返却した貸出用福祉機器を継続して借用することはできない。

(事故責任)

第9条 使用者が貸出用福祉機器等を使用するにあたって発生した事故については、使用者が全て責任を負うものとし、本会は一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、当該貸出福祉機器等を損傷、又は滅失したときは、修理および購入費用を実費負担しなければならない。ただし、本会会長がやむを得ない事由であると認めた場合は、その全部又は一部を免除することがある。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附則

この要綱は平成15年12月1日から施行する。

平成19年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年7月19日一部改正

平成27年1月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年7月1日一部改正

平成30年1月5日一部改正 (平成29年12月1日適用)

平成30年4月1日一部改正